

2026.8 No24



福島県行政書士会
県南支部会報

表紙 棚倉町観光フォトコンテスト 2025 東白日報賞
特集 特定行政書士

支 部 長 挨 拶

福島県行政書士会 県南支部
支部長 金 澤 豊

福島県行政書士会 県南支部の会員の皆様におかれましては、日頃より支部活動ならびに本会運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。支部長の金澤豊です。

支部長として 2 年目の任期を迎え、あらためてその責任の重さを実感しております。就任以来、私は「支部運営の適正化」と「支部活動の見える化」を最重要点として掲げてまいりました。各種手続変更の情報の共有や、支部でどのような取り組みが行われているかを会員の皆様に分かりやすく発信できるよう、環境整備を進めております。

さて、現在、私たち行政書士を取り巻く社会情勢は非常に目まぐるしく変化しています。近年の政権交代等に伴う政策の転換により、多種多様な行政書類の様式変更や法改正が相次いでおります。さらに、国のデジタル社会の実現に向けた「重点計画（骨太の方針）」においても示されているとおり、行政手続きのデジタル化・オンライン化は一層加速しており、行政手続きの専門家である行政書士が果たすべきデジタル対応への責務と期待は、これまで以上に大きくなっております。

このような激動の時代において、支部として会員の皆様に対し何ができるのか、何をなすべきなのかを日々模索しております。

制度改正やデジタル化という大きな波は、一見すると対応への負担に思えるかもしれませんが。しかし、見方を変えれば、行政手続きの利便性を高め、国民と行政をつなぐ専門職としての真価を発揮する絶好の機会でもあります。

県南支部といたしましては、今後は、ホームページによる「支部活動の見える化」を引続き進め、一人ひとりの会員が孤立することなく、実務上の課題やノウハウを互いに相談・共有できる環境を整えます。また、デジタル時代における行政書士の役割と存在感を高め、地域住民の皆様や行政機関から「頼れる相談相手」としてより一層信頼されよう実務研修の充実を目指します。

変化の激しい時だからこそ、支部としての基盤を強固にし、会員の皆様が安心して日々の業務に邁進できるよう、支部役員全員で知恵を出し合い全力でサポートしてまいります。

結びに、会員の皆様のご健勝とますますのご活躍をご祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

2026 年 8 月吉日作成

栄えある受賞おめでとうございます

◆福島県行政書士会会長表彰受賞者



1 表彰状

(1) 規則第3条第1項第一号該当者

本多 強会員 赤坂利彦会員 佐藤裕貴子会員

2 喜寿祝

(1) 規則第2条第2項

鈴木 實会員 加藤栄一会員 鈴木隆司会員
渡邊孝一会員 有賀良雄会員

◆日本行政書士会連合会会長表彰受賞者

矢吹晃平会員

◆日本行政書士会連合会東北地方協議会会長表彰受賞者

有賀良雄会員



会 員 の 動 き

(令和7年6月15日～令和8年7月31日)

<新入会員のご紹介>

成内 雄太 (なるうちゆうた)

県南支部 須賀川市
登録番号 第25055648号
入会年月日 令和7年10月2日
電話番号 0248-76-3355

《抱負》

地域の皆様のお役に立てる
行政書士を目指し、一つひとつのご相談に誠実かつ丁寧に対応してまいります。ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。



室越 樹 (むろこしひろき)

県南支部 白河市
登録番号 第26051956号
入会年月日 令和8年6月1日
電話番号 0248-21-7181



<転入会員> なし

<転出会員> なし

<退会会員> 新井 実 高橋正明 鈴木守廣 矢吹政克 鈴木 實

互 助 会 給 付 関 係

- ① 会員の結婚並びに出産（配偶者を含む）
- ② 傷病入院（3週間以上）
- ③ 火災 ④ 個人会員、配偶者、一親等の親族の死亡

上記のような場合、事務局までお知らせください。

事務局 関根秀也 TEL : 090-4049-9615

E-mail : info@gyosei-sekine.com

【 特 集 】
令和 8 年 1 月施行・法改正で業務範囲が拡大！
市民に寄り添う「特定行政書士」とは

■ 行政書士法改正：特定行政書士の業務範囲が「作成できる」許認可等
まで拡大！

令和 8 年 1 月 1 日に施行された行政書士法改正により、特定行政書士の不服申立て代理権の範囲が拡大されました。



これまでは、行政書士自身が最初から関与して「作成した」申請書類の不許可処分等に対してしか不服申立て（審査請求など）を代理できませんでした。しかし、今回の法改正により、行政書士が「作成することができる」書類に係る許認可等であれば、『申請者本人が自ら作成・提出して不許可になったケース』でも、後から特定行政書士が介入して審査請求の代理人になることが可能になりました。

■ 具体的な事例で比較する「何が変わった？」

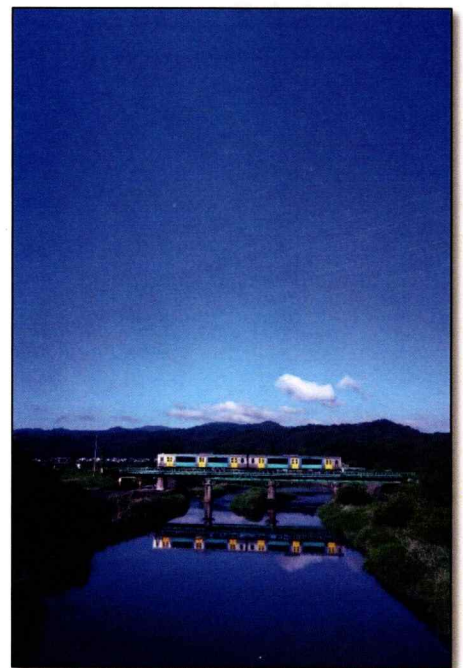
【事例】建設業を営むA社長が、自分で建設業許可申請をして不許可になった場合

これまでは：

申請時に行政書士が関与（作成）していないため、特定行政書士であっても、不許可処分に対する審査請求を代理することはできませんでした（弁護士を紹介するしかなかった）。

改正後の令和 8 年 1 月からは：

建設業許可申請は行政書士が「作成することができる」書類であるため、最初のご本人の申請に関与していなくても、不許可の通知を持って相談に来たA社長の代理人として、不服申立て（審査請求）手続きを直接受任・代理できるようになりました。



棚倉町観光フォトコンテスト 2025 優秀賞

■ 「作成した」から「作成できる」への業務範囲シフト

【 改正前の制限 】

自ら「作成した」書類のみ

本人が自力申請して不許可になった案件は、審査請求の代理ができませんでした。

令和8年1月1日施行
法改正による変化

【 改正後の特定行政書士 】

自ら「作成できる」

すべての書類

顧客が自分で申請して不許可になった案件も、後から審査請求代理を受任可能です！

■ 特定行政書士になる意義とは

特定行政書士になるためには、研修を受講し、考査に合格する必要があります。研修では行政法を改めて体系的に学ぶことができるほか、『要件事実・事実認定』といった分野についても学習します。これらの知識は、不服審査の代理だけでなく、行政書士として日々の業務を行ううえでも非常に役立つものです。また今後特定行政書士制度の認知度が高まれば、「不服申立てまでできる行政書士」として、依頼者に安心感を与えられることもメリットとなるでしょう。

■ 特定行政書士の活躍の場は少ない方がよい

上記のとおり特定行政書士の業務範囲は拡大しましたが、実務で行政不服審査の手続きをする機会は、多くありません。本来、行政書士が申請段階から関与しているのであれば、許可要件を十分に確認し、必要に応じて行政庁と事前協議を行ったうえで申請することが重要です。要件を満たさないことが明らかな場合は無理に申請せず、不許可という結果を避けることが依頼者の利益にもつながります。不服申立ては、あくまで最後の手段として考えるべきでしょう。

■ まとめ

まだまだ実務で活躍の場は多くありませんが、業務範囲が拡大したことは事実です。研修や考査を通じて、行政書士として必要な法的知識や実務能力を深めることもできます。自己研鑽や業務の幅を広げるという意味でも、特定行政書士の取得を検討されてみてはいかがでしょうか。

なお、本年度の福島県行政書士会 特定行政書士法定研修考査は

10月18日の予定です。

県南支部のホームページをご活用ください

<https://kennan-gyosei.com/>

県南支部ホームページのサイトの QR コード

- 下記の QR コードを読み取って、スマホなどで閲覧してください
- QR コードは、名刺などに印刷されると便利な場合もあります



会員様へのお知らせ
県南支部の活動や便利な情報など
掲載しています
是非、ご活用ください

<https://kennan-gyosei.com/>

「県南支部 IT 窓口」設置のご案内

県南支部の会員の皆さま向けに「IT 相談窓口」を開設しました

ホームページの活用・メールの送受信など、基本的なパソコンの操作や設定方法について、お手伝いいたします。まずはお気軽にご連絡・ご相談をお待ちしております

【棚倉町窓口】担当：金澤豊会員

場所 行政書士金澤豊事務所
電話 080-9634-4757

【白河市窓口】担当：関満理子会員

場所 関満理子行政書士事務所
電話 0248-21-1123 携帯 080-8218-1178

《 福島県行政書士会県南支部 会報 No. 24 》

発行日 2026年8月20日(木)

発行人 県南支部長 金澤 豊

令和8年度会報編集委員 高久ひろ江 関満理子

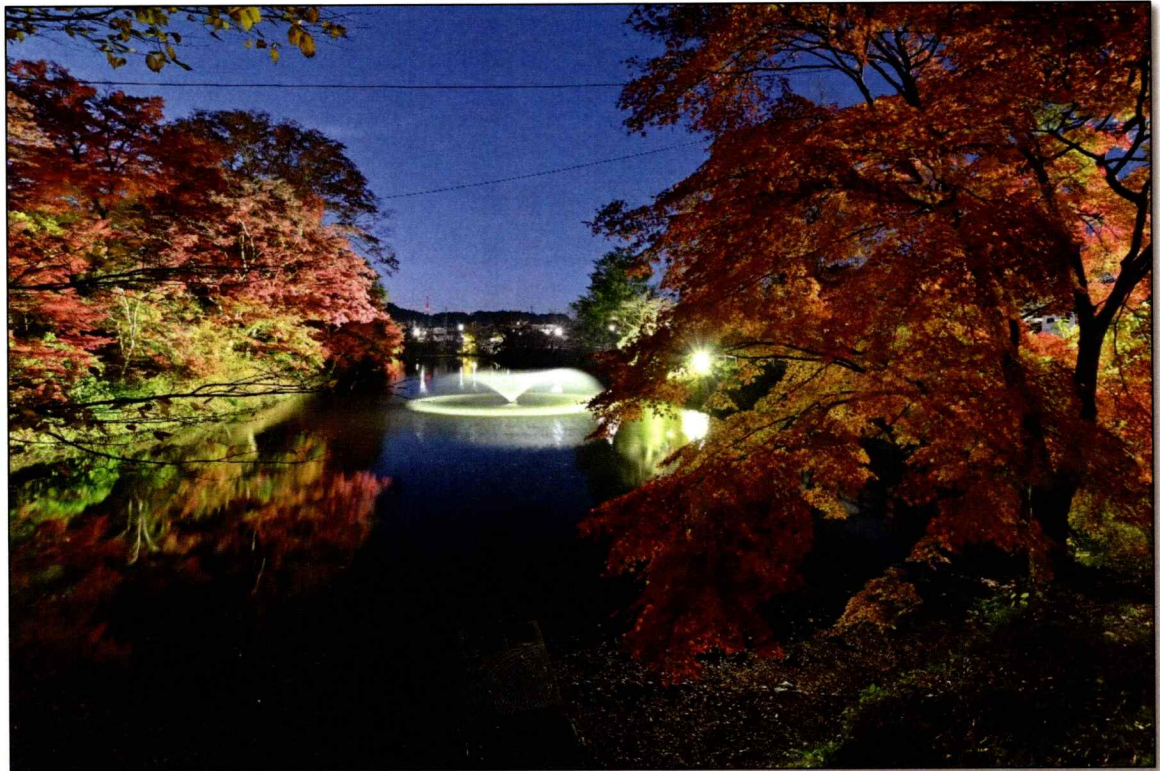


写真:棚倉町フォトコンテスト 2025 夕刊たなぐら新聞社賞

今回使用した素敵な写真は棚倉町観光協会様のご協力により
棚倉町フォトコンテスト 2025 受賞作品の中から掲載しております
ご提供いただきありがとうございます